

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418） |
| 処分課（担当）名 | 都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所（06-6399-1392） |
| 処分の名称 | 分納清算金の繰上徴収 |
| 概要 | 清算金の分納を許可された方が、分納している清算徴収金に係る宅地についての所有権、または所有権以外の権利（借地権等）を、第三者に譲渡した時や分納している清算徴収金を滞納した時には、分納している清算金について繰り上げ徴収を行う事があります。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 土地区画整理法第110条第2項 土地区画整理法施行令第61条第3項 大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程第23条第7項 第8項 （平成8年4月1日 条例第24号） （大阪市例規URL） https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html |
| 処分基準 | 次の場合には、分納清算金の繰上徴収を行うことがある。 1 清算金の分納を許可された者が、分納している清算徴収金に係る宅地についての所有権 または所有権以外の権利（借地権等）を、第三者に譲渡したとき 2 清算金の分納を許可された者が、分納している清算徴収金を滞納したとき |
| ホームページ | |
| 備考 | |